

電気自動車の軽自動車税を減免

町では、CO₂削減に向け、環境性能に優れた電気自動車の普及を推進しています。

この取り組みの一環として電気自動車の軽自動車税の減免措置を実施しています。

▼減免額

軽自動車税の全額

▼減免手続き

所定の申請書、車検証の写し、納付書を納付期限の1週間前までに役場税務課へ提出してください。

▼減免対象
軽自動車税の対象のうち、電気自動車とするもの

▼減免期間
平成22年度から4年

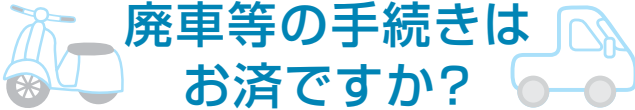
※軽自動車税(バイクや軽自動車)を所有している方にかかる税金は、4月1日現在の所有者に課税され、5月上旬に納税通知書を発送いたします。

◎問い合わせ 税務課
☎内線253・254



▲大磯一周駅伝大会の先導車として使用した電気自動車

バイクや軽自動車の廃車等の手続きはお済ですか?



既にバイク等を所有していない場合は、廃車や名義変更等の手続きを3月末日までに行わないと、引き続き所有していることになり課税されます。

なお、原動機付自転車(125CC以下)の手続きは町役場で行えますが、その他の軽自動車等は次の場所で手続きを行ってください。

▶三輪・四輪(660CC以下)

軽自動車検査協会 ☎(54)8825

▶二輪(125CCを超えるもの)

湘南自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2038

◇原動機付自転車(125cc以下)等の廃車手続き

| 内容 | 必要なもの |
|---|---|
| ○使用しなくなったとき ○他人に車を譲るとき ○町外に転出するとき | <ul style="list-style-type: none"> 所有者の印鑑 交付を受けた標識(ナンバープレート) 標識交付証明書 |
| ○紛失してしまったとき | <ul style="list-style-type: none"> 所有者の印鑑 標識交付証明書 |
| ○盗難にあったとき | <ul style="list-style-type: none"> 「紛失してしまったとき」と同じ 警察に届け出をした受理番号、届出日、届出警察署名 |

※標識(ナンバープレート)紛失の場合は、弁償金として200円いただきます。

◎問い合わせ 税務課 ☎内線253・254

申告会場の案内

| | 税務署が開設する申告会場 | 町が開設する申告会場 |
|------|--|---|
| 申告内容 | すべての確定申告 | 町県民税申告、簡易な確定申告 ※所得税の住宅借入金等特別控除、各種譲渡所得、繰越損失、青色申告等の方は税務署会場で申告してください。 |
| 場所 | 平塚駅ビル6階ラスカホール ※ラスカホールでの受付期間中、税務署内での受付は行いません。 | 役場4階 第1会議室 |
| 受付期間 | 3月25日(木)まで (土・日・祝日を除く) (所得税の申告・納付期限は3月15日(月)です。) | 3月15日(月)まで (土・日を除く) |
| 時間 | <ul style="list-style-type: none"> 申告書作成のアドバイス 午前9時～午後5時 申告書等の配布・收受 午前8時30分～午後5時 | <ul style="list-style-type: none"> 申告書作成のアドバイス 申告書の提出のみ (相談・確認不要の方) 午前9時～11時45分 午後1時～4時 |

確定申告と町・県民税の申告期限が近づいています。申告を済まされていない方はお早めに申告をお願いします。確定申告は税務署の会場で受け付けていますが、簡易なものについては役場でも受け付けています。

3月15日まで!!

◎問い合わせ
税務課 ☎内線254



所得税と町・県民税の申告は、